平成２７年（フ）第６８４号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目325番地の５、住民票上の住所京都府福知山市字土38番地の10
債務者　正井　智子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目２番23―302号
債務者　土田　早紀（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目24番49号　山村方
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目29番35号　ツカプラッツ306、前住所兵庫県尼崎市東園田町８丁目94番地の１　グランピック401号
債務者　長尾　　純
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７号
山口県宇部市あすとぴあ５丁目27番８号
債務者　山﨑　千恵
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１０３号
山口県周南市羽島２丁目12番２―506号
債務者　能宗　康男
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６６２号
熊本市北区清水万石４丁目３番17号、前住所熊本市北区清水本町21番４号
債務者　山澤　睦子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
熊本市南区御幸笛田７丁目８番５号
債務者　谷口　瑞季
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４４号
神奈川県秦野市菖蒲1142番地　菖蒲荘　12号
債務者　浅見　明宏
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１号
福岡県遠賀郡水巻町下二東３丁目15番３号　コーポ舟付５号
債務者　笹山　恵子（旧姓波多野）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９号
北九州市小倉南区若園３丁目17番２―403号
債務者　畑　るみ子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１３号
広島県福山市駅家町大字中島844番地４
債務者　下江　輝明
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５号
広島県福山市御門町１丁目６番５号　みかど荘２
債務者　岡本　　勇
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８号
沖縄県那覇市三原１丁目５番31号　とみはら産業マンション102
債務者　小野　淳一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４号
沖縄県那覇市識名３丁目７番28号　パステルハイツ識名306
債務者　藤井　綾子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４７号
青森県八戸市吹上３丁目２番５号、前住所青森県八戸市大字湊町字下条17番地１　ヌーベルカクマンＢ―203号室
債務者　古里　豊光
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
神奈川県秦野市渋沢上１丁目４番27号　フレグランス渋沢　202号
債務者　及川　研二
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部